

登米ブランド認証制度をリニューアル

登米ブランド推進協議会（会長＝布施孝尚市長）では、平成19年度から実施している「登米ブランド制度」をリニューアルしました。協議会では、登米の持ち味

である環境保全型農業の取り組みを進めています。さらに全国的な認知が期待できる品目を認証することで、本物の食財を提供する産地としての魅力を高めていきます。



1月8日の定例記者会見で登米ブランド認証のリニューアルを発表する布施市長(右)

新たな登米ブランド制度の概要は次のとおりです。

① 環境保全型農業の取り組みをさらに推進

登米地域は「環境保全米発祥の地」です。この取り組みをエコファーマー、有機JASなどへの取り組み、GAP（農業生産工程管理）の導入、トレーサビリティの確保、出荷基準が設定・遵守されたもの（以上を「登米環境保全型農業栽培・出荷基準」を認証し、園芸品目にも拡大するほか、環境保全型農業の取り組みをさらに進めていきます。

② 「登米の名物」となりうる対象品目を選定

県内での生産量が上位で、全国的な認知が期待でき、県域を越えた流通が可能な「登米の名物」となりうる対象品目を選定し、それぞれに認証基準を設定します。現時点では米やキャベツ、きゅうりなどの野菜類、仙台牛などの肉類、ハム類などの農産物加工品、木工芸品などがあります。

③ メリット措置、支援措置の実施を検討

現在、登米ブランド認証者へのメリット措置の創設と環境保全型農業を推進するための支援措置の拡充を検討しています。

④ 新たなロゴマークは在仙の千葉さんデザイン

登米ブランド認証の新しいロゴマークは本市迫町新田出身で仙台市在住のデザイナー、千葉英雄さん^{（ひでお）}に作成を依頼しました。



故郷貢献というかたちでロゴマークを無償でデザインした千葉さん(右)には、布施市長が仙台市の千葉さん宅を訪れ感謝状と記念品を贈りました



千葉さんデザインの登米ブランド認証の新しいロゴマーク。右が農産物用、左が肉類・加工品・木工芸品用

千葉さんは切り絵を得意とし、県内を中心に活躍。新しいロゴマークは「こだわりの作品」の意味を込めた高級感のある仕上がりになっています。協議会では認証申請を随時受け付けています。対象品目の中で①に取り組んでいる生産者から認証申請を受け付け、協議会で審査の上、認証します。

※今回新たに制定された「登米ブランド認証制度」の詳細については、市ホームページで紹介しています。
http://www.city.tome.niigata.jp/tomebrand/

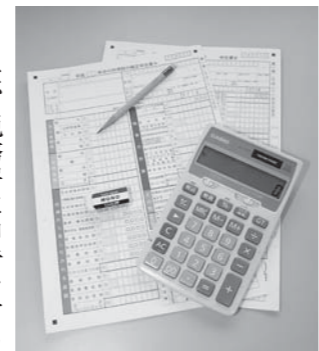
【問い合わせ】産業経済部ブランド戦略室
☎0220(34)2716

所得の申告相談が始まります

平成26年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人が対象となります。

- ①平成25年中に所得のあった人。また、給与所得者については次に該当する人が対象となります。
- ◎勤務先から源泉徴収票を交付されていない人
- ◎勤務先で給与の年末調整がされなかった人
- ◎給与所得の他に農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があった人
- ②次のいずれかに該当する人は、申告書附表を提出すること、申告したことになります。

- ◎収入がまったく無かった人（他市町村にいる家族の扶養になっているなど）
- ◎収入が障害年金・遺族年金・失業給付などの非課税所得のみの人
- ※申告書附表は「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場または各総合支所市民課に3月17日(月)まで提出してください。



また、税務署に申告をする人(青色申告者、会計事務所依頼する人を含む)や、国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告する人は、市役所での申告は必要ありません。

●日曜日の申告相談

申告期間中、各申告会場で日曜日(1日のみ)の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも平日と同じ午前8時45分から午前11時、午後は午後1時15分から午後3時30分までとなります。また、日曜日の申告相談の日程は申告会場ごとに異なりますので、「所得の申告相談について(ご案内)」にある日程表で確認してください。

【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163

■申告相談時に必要な物

申告に必要な物	○税務署から確定申告書が送付されている場合は、その用紙
	○申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
	○事業所得者(営業・農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など
	○給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票(原本)
	○医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書(事前に計算をしておいてください)
	○社会保険料控除(国保税、国民年金など)を受けるときは、領収証書、証明書(国民年金の場合は、日本年金機構からの控除証明書が必要です)
	○障害者認定されている人で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳
	○要介護認定されている人で障害者控除を受けるときは「障害者控除対象者認定書」
	○生命保険料控除、地震保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書
	○住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受けるときは、住宅借入金の年末残高等証明書、住宅借入金等特別控除申告書・源泉徴収票(給与所得の人)
○その他、収入と経費が分かる書類	
農業申告に必要な物	○農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類)
	○収支を記載した関係帳簿、領収書など
	○各種農業関係補助金などの証明書
	○農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
	○自家消費の農産物(米、野菜)の数量、金額
○農作業を受託しているときは、収入が分かる書類	
○肉用牛を販売したときは、出荷実績一覧書・売却証明書と経費が分かる書類	

※申告待ち時間の短縮のため事業所得や不動産所得などの各種経費、医療費などは事前に計算し領収書などを持参してください。

税務署から確定申告のお知らせ

- 所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに平成25年分の所得税の確定申告と納税の期限は、平成26年3月17日(月)です。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の申告書を作成し、作成したデータをe-Tax(イー・タックス)を利用して送信できます。
- e-Taxを利用すると次のようなメリットがあります。
- ①自宅からネットで申告 国税庁ホームページで申告書を作成し、自宅から提出(送信)できます
- ②添付書類の提出省略(提出省略した書類の保存が必要です)
- ③還付がスピーディー(3週間程度に短縮します)
- ④所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能 詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください
- ※佐沼税務署での相談時間は午前9時～午後5時です